

# 高所得の高齢者 介護保険負担増

**厚労省案 所得410万円以上**

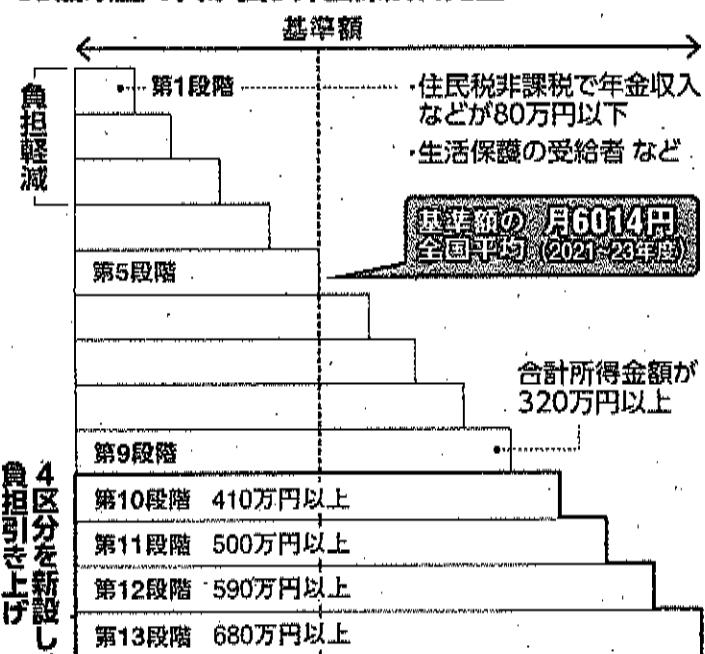
65歳以上の介護保険料について、厚生労働省は年間の合計所得が410万円以上の高所得者を対象に引き上げる見直し案をまとめた。低所得者は引き下げ、支払い能力に応じた負担の仕組みを強化する。近く社会保障審議会（厚労相の諮問機関）で見直しの議論を本格化させ、来年度からの改定での実施をめざす。

65歳以上の保険料は市町村で異なるが、国が基準を示している。所得に

応じて9段階あり、所得が高い人ほど増額され、低い人は減額される。今後の基準額の全国平均は月6014円（2021～23年度）。9段階で最も高い所得の区分（約7%）は合計所得が年320万円以上の人で、基準額の1・7倍に設定。最も低い区分（年金収入が年80万円以下）は0・3倍となっている。

同省の見直し案では、4区分を新設し、負担を引き上げる。見直し例として、基準額の1・8倍から最大2・6倍まで増額

65歳以上の人人が払う介護保険料見直しのイメージ



設ける。具体的には合計所得が「410万円以上」「500万円以上」「590万円以上」「680万円以上」という区分を新設し、負担を引き上げる。見直し例として、基準額の1・8倍から最大2・6倍まで増額する案を提示している。

一方、高所得層の負担増を原資に低所得者の保険料は抑える。対象は世帯全員が住民税非課税の第1～3の段階。最も低い区分で基準額の0・3倍から0・26倍とする案などを示している。